

「農業労働力の確保に関する行政評価・監視—新規就農の促進対策を中心として—」の 勧告に対する改善措置状況

令和元年11月29日

背景

【勧告先】農林水産省 【勧告日】平成31年3月22日 【回答日】令和元年11月21日（改善状況は11月1日現在）

- 近年、農業従事者は減少傾向（※）にあり、今後も、高齢者のリタイアにより著しい減少が見込まれる状況
- **2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大との目標**を設定（農林水産業・地域の活力創造プラン）

【40万人目標の実績】
H25年 31.1万人
⇒ H29年 32.6万人
（参考：H30年 33.4万人）

青年層の新規就農の促進や定着を図る観点から、就農希望者や新規就農者に対する公的支援の実施状況等について、18都道府県、35市町村等の取組を中心に調査

（※） 基幹的農業従事者の数は、平成7年の約256万人から30年には145万人へと減少（約43%減）

1 新規参入（※）希望者に対する支援（就農前）（※）新たに土地や資金を自ら調達し、農業経営を開始すること

【制度の概要】

- 国は、就農に向けて先進農業法人等において研修を受ける者に対し、最長2年間、年間150万円の資金を交付する農業次世代人材投資事業（準備型）や、就農希望者を新たに雇用して研修を実施する農業法人等に対し、最長2年間、年間最大120万円の資金を交付する「農の雇用事業（雇用就農者育成タイプ）」を実施



主な勧告（調査結果）

- **農業次世代人材投資事業（準備型）等における研修内容について、栽培管理技術のみならず、農業機械の取扱いや農業経営に関する研修も必要であることを都道府県等を通じて示すなど、研修内容の充実に向けた取組を推進すること**

<主な調査結果>

- ◆ 新規参入希望者等を受け入れて研修を実施している59研修受入農家等の全てにおいて、栽培管理技術の習得に係る研修が実施されている一方、**農業機械の取扱いや農業経営に係る研修を実施していない研修受入農家等あり**
- ◆ 国の事業を活用した場合において、どのような研修メニューを実施すればよいのかが具体的に示されていない
- ◆ 栽培管理技術の習得、農業機械の取扱い及び農業経営に係る研修を全て実施している33研修受入農家等における研修生の就農率は約84%であるのに対し、いずれかの研修を実施していなかった26研修受入農家等における研修生の就農率は約75%であり、**全ての研修を実施している研修受入農家等における研修生の方がより就農率が高くなる傾向あり**

主な改善措置状況

- 農林水産省は、**農業次世代人材投資事業（準備型）の研修内容について、栽培管理技術だけでなく、農業機械の取扱い及び農業経営に関する研修も含めたものとするよう研修機関等の認定基準の中で明記**
- **農の雇用事業の研修内容についても、「農の雇用事業の実施に関する内規」において、独立希望者に対し、経営ノウハウの研修も必須化**

2 新規参入者に対する支援（就農後）

【制度の概要】

- 都道府県は、普及指導センター（以下「センター」という。）を設置し、普及指導員を配置。普及指導員は、直接農業者に接して、生産性等の向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援等の普及指導活動を実施
- 農林水産省の「協同農業普及事業の運営に関する指針」において、普及指導活動については、取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化するとともに、普及指導活動の対象者については、新規参入者等に重点化することとされている

主な勧告（調査結果）

- **センターにおける新規参入者への指導等について、個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮し重点的な指導等の対象者を選定した上で指導等が行われるよう、都道府県に対し、必要な指導・助言等を行うこと**

<主な調査結果>

- ◆ 新規参入者等に対する巡回指導について、調査対象とした35センターのうち、**20センターでは重点的な指導対象者（重点指導対象農家）の選定（重点化）**を行っている一方、**15センターでは、特段の重点化をせずに対応**
- ◆ 重点化を行っている20センターをみると、**個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮して重点指導対象農家を選定しているセンターがある**一方で、個別的な支援の必要性等を考慮することなく画一的に選定しているセンターもあり<表>

表 重点化を行っている20センターにおける重点指導対象農家の選定基準

| 重点指導対象農家の選定方法 | 具体的な選定基準の例 |
|--|--|
| ① 一定の基準を作成した上で、基準に該当する者の中から、個別に支援の必要性等を考慮して選定【8センター】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ より一層の経営努力が必要（栽培作物の生産性が低い、就農計画に比べて実施が遅れている、農地の管理に問題があるなどによる）な新規参入者等 |
| ② 個別的な支援の必要性等を考慮することなく一定の選定基準に沿って画一的に選定【12センター】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農5年目（他に1年目、3年目としている例あり）までの新規参入者等 ・ センターが開催する講習会等の受講生 |

- ◆ 各センター管内の新規参入者数に占める離農者数（離農率）をみると、**支援の必要性を考慮して重点指導対象農家を選定しているセンター（離農率3.5%）の方が**、画一的に重点指導対象農家を選定しているセンター（同4.0%）や、重点指導対象農家を選定していないセンター（同4.8%）よりも、**新規参入者の離農率が低くなる傾向あり**

主な改善措置状況

- 農林水産省は、平成31年3月に地方農政局を通じて各都道府県に対し、以下の点を周知・指導
 - ・ 各センターの新規就農者への重点的な支援については、**経営状況等から支援の必要性を考慮した選定基準等を設定**するよう指導すること
- 農林水産省は、全センターにおける**選定基準等の現状について調査し、調査結果を取りまとめ中**。調査の結果等を踏まえ、経営状況等から支援の必要性を考慮した選定に向けた**見直し状況について、令和2年度に再調査・取りまとめ予定**



3 新規雇用就農者の離農抑制対策

【制度の概要】

- 農の雇用事業の実施主体は全国農業会議所であり、都道府県農業会議等に本事業の一部を委託
- 農の雇用事業において、農業法人等は、研修の中止等が必要になった場合、全国農業会議所及び都道府県農業会議に報告し、報告を受けた都道府県農業会議は、その経緯や研修生の今後の進路などを確認し、全国農業会議所へ報告
- 都道府県農業会議は、農業法人等の研修指導者等を対象に、原則として研修開始後1か月以内に労務管理・人材育成等に関する指導者養成研修会を開催するとともに、農業法人等の研修指導者及び研修生等を対象とした事業説明・研修会を開催

主な勧告（調査結果）

- **農の雇用事業において、i) 農業法人等が行う離農抑制策に資するよう、研修生の離農理由の的確な把握に努め、主な離農の要因とその解消方法に関する情報を提供する取組を推進すること。また、ii) 研修生の離農抑制を指向しつつ丁寧にフォローしている都道府県農業会議の取組例を把握し、周知を図ること**

<主な調査結果>

- ◆ 調査対象とした18都道府県農業会議において、農の雇用事業における研修生の離農率は35.4%（564人/1,591人）と高い
- ◆ 最大の離農理由である「業務内容が合わない、想定と違っていた」（35.9%）の内訳をみると、労務管理不満や農業の理想と現実のギャップによる離農など、事業の実施主体や農業法人等の努力により一定程度解消され得る離農要因あり<表1>
- ◆ 農の雇用事業による研修を受けた研修生（1,591人）のうち、研修を中止後に離農した研修生（424人）について、都道府県農業会議による離農理由の把握状況を調査した結果、離農した理由を詳細に把握できていない件数が132件（31.1%）あり
- ◆ 管内の研修生の離農率が平均（35.4%）より低い都道府県農業会議と平均より高い都道府県農業会議で、研修生の離農理由の把握状況を比較すると、離農率が平均より低い都道府県農業会議の方がより離農理由を詳細に把握できているという傾向あり<表2>
- ◆ **管内の研修生の定着状況及び離農要因を詳細に整理・分析した結果を踏まえて指導者養成研修会等における研修テーマを選定するとともに、参加者に対し整理・分析結果に関する情報提供**を行っている都道府県農業会議あり（離農率25.9%）

主な改善措置状況

- 農林水産省は、平成31年4月に全国農業会議所に対し、以下 i)、ii) の内容を通知。これを受け、同月、全国農業会議所から都道府県農業会議に対し同旨を通知
 - i) 都道府県農業会議は、経営体や研修生への聞き取り等により**研修生の離農理由の的確な把握に努めるとともに、主な離農の要因に対応した実効性のある離農抑制のための取組等を事業採択説明会等において周知すること**
 - ii) 全国農業会議所は、**離農抑制を指向しつつ丁寧にフォローしている都道府県農業会議の取組例を収集し、当該取組例を事業の担当者会議等において周知すること** 等
- 全国農業会議所は、平成31年4月に都道府県農業会議に対し、上記 ii) を受けた**離農抑制に資する取組例の把握を目的とするアンケート等を実施**。上記 i) に基づいた取組を**都道府県農業会議において実施するとともに、全国農業会議所においても、都道府県農業会議が収集した取組例や上記のアンケート結果等を令和2年9月までに都道府県農業会議に周知する予定**

3 新規雇用就農者の離農抑制対策（続き）

表1 18都道府県農業会議における農の雇用事業による研修を受けた研修生の離農理由

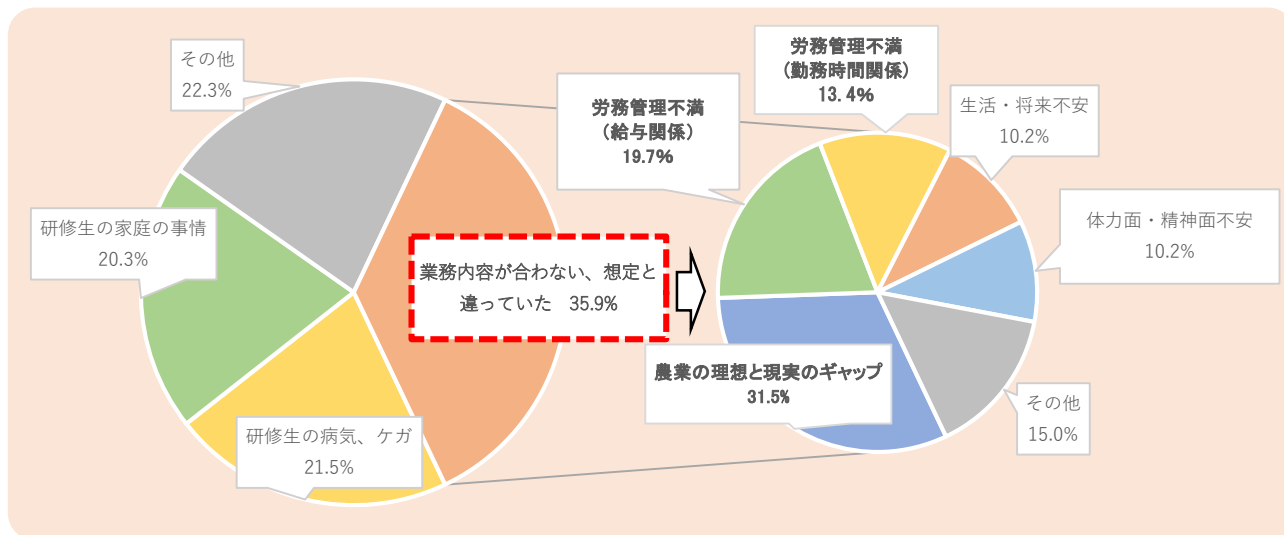


表2 18都道府県農業会議における農の雇用事業による研修を中止後に離農した研修生の詳細な離農理由の把握状況

| | 研修を中止後に離農した研修生数 | 左記のうち詳細な離農理由を把握できていない件数 | 詳細な離農理由を把握できていない割合 |
|--------------------|-----------------|-------------------------|--------------------|
| 離農率が平均より低い都道府県農業会議 | 206 | 38 | 18.4% |
| 離農率が平均より高い都道府県農業会議 | 218 | 94 | 43.1% |
| 合計 | 424 | 132 | 31.1% |

離農率が平均より高い都道府県農業会議は、詳細な離農理由を把握できていない割合が高い

農業労働力の確保に関する行政評価・監視—新規就農の促進対策を中心として—の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 実施時期 | 平成30年1月～31年3月 |
| 2 調査対象機関 | 農林水産省、厚生労働省、文部科学省 |

【勧告日及び勧告先】 平成31年3月22日 農林水産省

【回答年月日】 農林水産省 令和元年11月21日 ※改善状況は令和元年11月1日現在

【調査の背景事情】

- 我が国の農業の持続的発展と農村の振興を実現していくため、農業の競争力強化が求められている。
- しかし、農業就業者のうち基幹的農業従事者の数は、平成7年の約256万人から30年には約145万人となり、約20年間で約111万人（約43%）減少している。また、その平均年齢は、平成7年の59.6歳から29年には66.6歳となり、約20年間で7歳上昇するなど農業就業者の高齢化が進んでおり、今後、高齢者のリタイアにより農業就業者の著しい減少が見込まれる状況にある。さらに、我が国の農業総産出額（国内農産物の売上相当額の総額）は、昭和59年の11兆7千億円をピークとして平成26年まで長期的に減少傾向で推移し、28年には9兆2千億円となっている。
- このような状況に対し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成30年11月27日改訂）において、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しし、多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現することとされ、具体的な目標として、新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大することが示された。
- この目標の達成に向けて、農林水産省は、将来の我が国の農業を支える人材を確保し40代以下の新規就農者を増加させるため、就農に必要な技術を習得する研修を後押しする支援や経営開始直後の経営が不安定な新規就農者への支援などを内容とした、農業人材力強化総合支援事業等の各種支援策を講じている。また、市町村から就農計画の認定を受けた青年等に対し、資金の貸付けなどの支援措置や都道府県等による指導・助言を行う仕組み（認定新規就農者制度）なども構築されている。
- しかし、目標として掲げた40代以下の農業従事者数は、平成25年の31万1,000人から29年では32万6,000人と微増にとどまっている。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、青年層の新規就農の一層の促進や定着を図る観点から、農業労働力をめぐる現状とともに就農希望者や新規就農者に対する公的支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

| 勧告事項 | 農林水産省が講じた改善措置状況 |
|---|---|
| <p>1 新規参入希望者に対する支援の実施状況（就農前） （勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産省は、新規就農の一層の促進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 農業次世代人材投資事業（準備型）等における研修受入農家等の研修内容について、特に新規参入を志向する者に対しては、栽培管理技術のみならず、農業機械の取扱いに関する研修や、農作物の流通・販売、資材調達等の農業経営に関する研修も必要である旨を都道府県等を通じて示すなど、研修内容の充実に向けた取組を推進すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 国は、就農に向けて、先進農家、先進農業法人等の研修受入先において研修を受ける者に対し、最長2年間、年間最大150万円の資金を交付する「農業次世代人材投資事業（準備型）」（以下「準備型」という。）や、就農希望者を新たに雇用して研修を実施する農業法人等に対し、最長2年間、年間最大120万円の資金を交付する「農の雇用事業（雇用就農者育成タイプ）」を実施</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 新規参入（注）希望者等を受け入れて研修を実施している59研修受入農家等の全てにおいて、栽培管理技術の習得に係る研修が実施されている一方、農業機械の取扱いに関する研修や、農作物の流通・販売、資材調達等の農業経営に関する研修を実施していない研修受入農家等あり</p> <p>（注）新たに土地や資金を自ら調達し、農業経営を開始すること</p> <p>○ 国の事業を活用した場合において、どのような研修メニューを実施すればよいのかが具体的に示されていない。</p> <p>○ 栽培管理技術の習得、農業機械の取扱い及び農業経営に係る研修の全てを実施している33研修受入農家等における研修生の就農率は約84%で</p> | <p>①</p> <p>準備型における研修受入先の研修内容については、「農業次世代人材投資事業（準備型）における研修機関等の認定基準について」（平成31年1月31日付け農林水産省経営局就農・女性課長事務連絡）において、研修内容が栽培管理技術だけでなく、農業機械・機器の取扱い・整備、販売や流通・マーケティング及び経営管理も含めて、総合的かつ体系的に設定されている研修機関等を認定することを明記し、地方農政局等を通じて都道府県に周知した。これ以降、都道府県等は、同通知に基づき、当該認定基準を全て満たした研修機関等のみを認定している。</p> <p>また、農の雇用事業における研修受入先の研修内容については、「農の雇用事業実施に関する内規」（平成25年8月20日一般社団法人全国農業会議所、平成31年4月5日最終改定）において、研修終了後に独立して新規参入を志向する者には、これまで義務付けていた栽培管理技術のみならず、経営ノウハウの研修も必須とすることを明記した。その上で、全国農業会議所から都道府県農業会議に「農の雇用事業実施に関する内規（改定版）の送付について」（平成31年4月17日付け一般社団法人全国農業会議所会長通知）を発出し、周知した。これ以降、全国農業会議所は、上記内規に基づいた研修を行っている農業法人等のみを同事業の対象としている。</p> |

| 勧告事項 | 農林水産省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>あるのに対し、いずれかの研修を実施していなかった26研修受入農家等における研修生の就農率は約75%であり、全ての研修を実施している研修受入農家等における研修生の方がより就農率が高くなる傾向あり</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 準備型の資金交付期間中において、農地等を取得した場合でも経営開始とみなされない場合の具体例を示すなど、準備型を活用した研修中にどの程度の営農準備が認められるのかを明確化し、それを都道府県等に周知すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 国が実施している農業次世代人材投資事業については、農業経営を開始した場合には、準備型とは別の支援制度（経営開始型）の活用が可能である。「農業経営の開始時期」については、農林水産省作成の手引において、「原則として、①農地の取得時期、②主要な資産の取得時期、③本人名義の取引開始時期のうち、最も早い時期」とされているが、「研修中や他の事業所等で常勤雇用であるなど、農業経営を開始することができない状態であると認められる場合には、その状態が終わった日の翌日を経営開始日とする」とされている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 準備型では、研修中の農地取得や、当該農地で作業をすることが一律に禁止されているわけではなく、調査対象都道府県の中には、研修中に農地の取得が行われている例もある中、準備型の研修中は一律に農地や農業機械の取得等を認めない運用を行っている都道府県あり</p> <p>○ 農林水産省は、農地等を取得した場合は原則的には経営を開始した取扱いとなるものの、「農業経営を開始することができない状態であると認められる場合」には、農業経営開始とみなされないこともあるとしているが、具体的にどのような場合が該当するかは都道府県等に示していない。</p> | <p>②</p> <p>農業次世代人材投資事業の資金交付に係る事務手続の流れや留意点等を記載した「農業次世代人材投資事業の事務手続の手引き」（平成24年6月農林水産省経営局就農・女性課、平成31年4月23日改正）を改正し、本事業の準備型を活用した研修中に認められる営農準備の範囲を明確にするため、令和元年10月23日に農地、農業機械・施設の取得等、研修中に認められる営農準備の具体例を準備型に係る項目へ記載し、都道府県及び全国農業会議所に「農業次世代人材投資事業の事務手続の手引きの一部改正について」（令和元年10月23日付け農林水産省経営局就農・女性課経営専門官事務連絡）を发出し、周知した。</p> |

| 勧告事項 | 農林水産省が講じた改善措置状況 |
|---|---|
| <p>○ 研修受入農家等からは、準備型の資金交付期間中に研修生の営農準備を制限することにより、研修生の負担になっている等の意見あり</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 準備型の対象者を他の都道府県等の対象者と比較して事実上不公平に取り扱う運用を行っている都道府県等に対して、是正に向けた指導等を実施すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査対象 16 道府県のうち 1 道府県では、農業大学校の養成課程に通う者への準備型の活用を事実上認めておらず、他の農業大学校の養成課程の学生と比較して不公平な取扱いになっている (注)。</p> <p>(注) 以下のような事実に照らし、農業大学校の養成課程 (高校卒業者等を対象として 2 年間講義と実習を組み合わせ実践的な研修教育を行うもの) の学生を準備型の対象としない取扱いと認められるもの。 i) 調査対象である農業大学校のうち、準備型の交付実績がないのは当該農業大学校の養成課程のみであること、 ii) 準備型交付実施要領において、農業大学校の研修課程 (社会人を含む就農希望者等を対象に多様な研修等を行うもの) の者の取扱いについては記載されている一方で、養成課程の者の取扱いについては記載されていないこと、 iii) 他の農業大学校のホームページでは養成課程の者向けに準備型の活用が幅広く周知されている例が多くみられる一方で、当該農業大学校においては研修課程のホームページで行われているにとどまっていること。</p> | <p>③</p> <p>勧告の起因となった 1 道府県に対して、準備型交付実施要領及びホームページにおいて、農業大学校の養成課程についても準備型の対象とする取扱いになる旨の記載をするよう指導を行い、是正されている。</p> <p>また、令和元年 10 月 11 日に地方農政局等を通じて、農業大学校が設置されている道府県のうち是正済みの 1 道府県を除く 41 道府県を対象に、同様の事例 (勧告事項の (注) ii 及び iii) の有無について調査を実施し、準備型交付実施要領やホームページの記載内容を確認したところ、そのような例はなかった。</p> |
| <p>2 新規参入者に対する支援等の実施状況 (就農後)</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、新規参入者の一層の定着を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 普及指導センターにおける新規参入者への指導等について、個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮し重点的な指導等の対象者を選定した上で指導等が行われるよう、都道府県に対し、必要な指</p> | <p>①</p> <p>地方農政局等に対し「農業労働力の確保に関する行政評価・監視の結果について」(平成 31 年 3 月 28 日付け 30 生産 2419 号) を発出し、地方農政局等を通じて、各センターの新規就農者への重点的な支援について、経</p> |

| 勸告事項 | 農林水産省が講じた改善措置状況 |
|---|--|
| <p data-bbox="181 209 1093 244">導・助言等を行うこと。</p> <p data-bbox="181 250 259 280">(説明)</p> <p data-bbox="181 293 349 323">《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="165 336 1106 491">○ 都道府県は、普及指導センター（以下「センター」という。）を設置し、普及指導員を配置。普及指導員は、直接農業者に接して、生産性等の向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援等の普及指導活動を実施 <li data-bbox="165 504 1106 659">○ 農林水産省の「協同農業普及事業の運営に関する指針」（平成 27 年農林水産省告示第 1090 号）において、普及指導活動については、取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化するとともに、普及指導活動の対象者については、新規参入者等に重点化することとされている。 <p data-bbox="181 716 320 746">《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="165 759 1106 914">○ 新規参入者等に対する巡回指導について、調査対象とした 35 センターのうち、20 センターでは重点的な指導対象者（重点指導対象農家）の選定（重点化）を行っている一方、15 センターでは、特段の重点化をせずに対応 <li data-bbox="165 927 1106 1082">○ 重点化を行っている 20 センターをみると、個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮して重点指導対象農家を選定しているセンターがある一方で、個別的な支援の必要性等を考慮することなく画一的に選定しているセンターもあり <li data-bbox="165 1094 1106 1297">○ 各センター管内の新規参入者数に占める離農者数（離農率）をみると、支援の必要性を考慮して重点指導対象農家を選定しているセンター（離農率 3.5%）の方が、画一的に重点指導対象農家を選定しているセンター（同 4.0%）や、重点指導対象農家を選定していないセンター（同 4.8%）よりも、新規参入者の離農率が低くなる傾向あり <p data-bbox="181 1355 320 1385">(勸告要旨)</p> <p data-bbox="181 1398 1093 1425">② 認定新規就農者に求められている農業経営指標に基づく自己チェ</p> | <p data-bbox="1162 209 2072 276">営状況等から支援の必要性を考慮した選定基準等を設定するよう指導を行うことを都道府県に周知・指導を行った。</p> <p data-bbox="1162 288 2072 355">令和元年 5 月 23 日に開催した都道府県普及事業主務課長会議においても、上記内容を周知・指導した。</p> <p data-bbox="1162 368 2072 659">さらに、上記通知を踏まえ、全てのセンターにおける重点指導対象の選定基準の現状について確認するため、新規就農者を重点指導の対象とする際の選定基準等を内容とする現状調査を実施し、現在取りまとめているところである。また、現状調査の結果等を踏まえ、経営状況等から支援の必要性を考慮した選定に向けた見直し状況について、令和 2 年度に、上記現状調査の調査対象に対し調査を実施し、結果を取りまとめる予定としている。</p> <p data-bbox="1137 1355 1167 1385">②</p> <p data-bbox="1189 1398 2072 1425">令和 2 年 4 月までに、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年</p> |

| 勧告事項 | 農林水産省が講じた改善措置状況 |
|---|--|
| <p>ック結果の提出の代替措置として、就農状況報告も含めてどのような取組が該当するのかについて、市町村に対し明確に示すこと。その上で、市町村に対し、農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出等を通じて、経営状況等の定期的な把握及びそれに基づく必要な指導を受けられない認定新規就農者が生じないよう、指導等を行うこと。</p> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 市町村は、青年等就農計画制度（認定新規就農者制度）や新規参入者等向けの「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」（以下「経営開始型」という。）の運用を通じて、就農後の指導等を実施</p> <p>○ 認定新規就農者に求められている農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出と、経営開始型の資金交付対象者に求められている就農状況報告については、いずれも、営農状況を確認するものであり、営農実績（作付面積、販売額等）、労働力（農業従事者、従事日数等）、所得等の報告内容が重複（注）</p> <p>（注） 認定新規就農者に求められている農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出では、i）農業経営の発展に欠かせない経営管理、生産、販売・加工、財務、労務等に関してそれぞれ定められた取組指標（生産コストの管理、労働環境の改善に係る取組など）について自身の達成状況を確認することができること、ii）自身の営農状況と同じ作目をしている他の農家の水準との比較（単位当たりの収穫量、土地生産性等）等が可能となっているのに対し、経営開始型の就農状況報告の場合はこのような機能はないという点が相違</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 認定新規就農者に求められている農業経営指標に基づく自己チェック結果の市町村への提出について、提出を受ける運用としているのは調査対象 35 市町村のうち 9 市町村。ただし、当該 9 市町村のうち 3 市町村においては、認定新規就農者からの提出実績はなく、提出がない者に対し提出するよう働きかけ等も実施していない。</p> | <p>5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）を改正し、経営状況等の定期的な把握及びそれに基づく必要な指導を受けられない認定新規就農者が生じないよう、以下 i）～iii）の措置を講ずることを検討している。</p> <p>i） 青年等就農計画制度（認定新規就農者制度）に基づき、認定新規就農者が市町村に毎年報告する経営管理の状況について、農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出ではなく、認定新規就農者及び市町村の負担の少ないより簡易な方法とすること</p> <p>ii） 市町村は i）の報告を踏まえ、必要に応じ、認定新規就農者に対して都道府県、農業協同組合等の関係機関と連携して指導・助言等を行うこと</p> <p>iii） 農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付対象者は、i）の報告を不要とし、就農状況報告を代替措置とすること</p> |

| 勧告事項 | 農林水産省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>○ 上記以外の 26 市町村は、認定新規就農者のうち経営開始型の資金交付対象者に求められている就農状況報告は受けているものの、経営開始型の資金交付を受けていない認定新規就農者からは、農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出やそれを受けた指導・助言等を行う運用としていない状況</p> <p>⇒ 調査対象 35 市町村における認定新規就農者 895 人のうち経営開始型の資金交付を受けていない者は 131 人いるところ、このうち、農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出を受けていない 22 市町村の 92 人（認定新規就農者の 10.3%）については、当該市町村への農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出が実施されておらず、それに基づく必要な助言等が受けられない状況</p> <p>○ 農業経営指標に基づく自己チェック結果が適切に提出されている市町村について、認定新規就農者でもあり経営開始型資金交付対象者でもある者に対し、農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出と経営開始型に係る就農状況報告の両方の報告を求めている市町村と、いずれか一方の報告で足りるとしている市町村とがあり対応は区々（農林水産省は、両方実施する必要があるのかについて明確に示していない。）</p> | |
| <p>3 新規雇用就農者の離農抑制対策の実施状況（就農後） （勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産省は、新規雇用就農者の一層の定着を促す観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 農の雇用事業において、i) 農業法人等が行う離農抑制策に資するよう、研修生の離農理由の的確な把握に努め、主な離農の要因とその解消方法に関する情報を指導者養成研修会や事業説明・研修会などの場で提供する取組を推進すること。また、ii) 研修生の離農抑制を指向しつつ丁寧にフォローしている都道府県農業会議の取組例を把握し、周知を図ること。</p> </div> <p>（説明）</p> | <p>①②</p> <p>農の雇用事業実施主体である全国農業会議所に対して、以下 i) ～ iii) の内容を記載した「「農業労働力の確保に関する行政評価・監視－新規就農の促進対策を中心として－」の結果に基づく勧告を踏まえた農の雇用事業の運用改善について」（平成 31 年 4 月 10 日農林水産省経営局就農・女性課長事務連絡）を発出した。</p> <p>i) 都道府県農業会議は、経営体や研修生への聞き取り等により研修生の離農理由の的確な把握に努めるとともに、主な離農の要因に対応し</p> |

| 勸告事項 | 農林水産省が講じた改善措置状況 |
|---|---|
| <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農の雇用事業の実施主体は全国農業会議所であり、都道府県農業会議等に本事業の一部を委託 ○ 農の雇用事業において、農業法人等は、研修の中止等が必要になった場合、全国農業会議所及び都道府県農業会議に報告し、報告を受けた都道府県農業会議は、その経緯や研修生の今後の進路などを確認し、全国農業会議所へ報告 ○ 都道府県農業会議は、農業法人等の研修指導者等を対象に、研修開始後原則1か月以内に労務管理・人材育成等に関する指導者養成研修会を開催するとともに、農業法人等の研修指導者等及び研修生を対象とした事業説明・研修会を開催 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象とした18都道府県農業会議において、農の雇用事業における研修生の離農率は35.4%（564人/1,591人）と高い。 ○ 最大の離農理由である「業務内容が合わない、想定と違っていた」（35.9%）の内訳をみると、労務管理不満や農業の理想と現実のギャップによる離農など、事業の実施主体や農業法人等の取組により一定程度解消され得る離農要因あり ○ 農の雇用事業による研修を受けた研修生（1,591人）のうち、研修を中止後に離農した研修生（424人）について、都道府県農業会議による離農理由の把握状況を調査した結果、離農した理由を詳細に把握できていない件数が132件（31.1%）あり ○ 管内の研修生の離農率が平均（35.4%）より低い都道府県農業会議と平均より高い都道府県農業会議で、研修生の離農理由の把握状況を比較すると、離農率が平均より低い都道府県農業会議の方がより離農理由を詳細に把握できているという傾向あり ○ 管内の研修生の定着状況及び離農要因を詳細に整理・分析した結果を踏まえて指導者養成研修会等における研修テーマを選定するとともに、参加 | <p>た実効性のある離農抑制のための取組例等を事業採択説明会等において周知すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ii) 都道府県農業会議は、農業経営体の優良事例や変形労働時間制の採用などの就業環境改善に関する取組例等を事業採択説明会等の場で支援対象経営体に周知すること iii) 全国農業会議所は、研修生と密にコミュニケーションをとるよう研修指導者等に対し助言するなどの離農抑制を指向しつつ丁寧にフォローしている都道府県農業会議の取組例を収集し、当該取組例を事業の担当者会議等において周知すること 等 <p>上記通知のi)～iii)を受け、同年4月22日に全国農業会議所から都道府県農業会議に対して、同旨の内容を記載した「農林水産省の事務連絡を踏まえた「農の雇用事業」の運用改善について」（平成31年4月22日付け31会議所発第101号）を発出した。</p> <p>また、同年4月26日に全国農業会議所から都道府県農業会議に対し、上記iii)を受けた離農抑制に資する取組例の把握を目的とするアンケート等を実施している。</p> <p>上記i)及びii)に基づいた取組を都道府県農業会議において実施するとともに、全国農業会議所においても、上記通知のi)～iii)を受け、都道府県農業会議が収集した取組例や上記の離農抑制に資する取組例に係るアンケートの結果等を、令和2年9月までに、都道府県農業会議に周知する予定としている。</p> |

| 勧告事項 | 農林水産省が講じた改善措置状況 |
|--|-----------------|
| <p>者に対し整理・分析結果に関する情報提供を行っている都道府県農業会議あり（離農率 25.9%）</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 従業員を雇用している農業経営体の就業環境を改善することを目的として、変形労働時間制の採用等、就業環境の改善に必要となる具体的な情報などを改めて周知すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業では、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用されない。 ○ また、農林水産省作成の「農業の「働き方改革」経営者向けガイド」では、仕事の内容を柔軟に組み立てられる農業の特性を生かして 1 年単位の変形労働時間制（注）を準用するなどにより、農業の特性に合った就労条件を作成することを推奨 <p style="margin-left: 20px;">（注） 法定労働時間を超えて働いた場合も、雇用主が定めた期間において平均労働時間が法定労働時間を超えていなければ、割増賃金の対象として扱わない制度</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象とした 59 研修受入経営体の中で、労働時間・休憩・休日に関する就業環境を定めていることが把握できた 44 経営体のうち、労働時間、休憩及び休日の 3 項目が労働基準法で定められている水準を満たしていない経営体が 24 経営体（54.5%） ○ その理由について、「繁忙期に労働力不足になるため」としているのは 9 経営体（37.5%）、「勤務時間が減少することにより業務の維持が困難になるため」としているのは 6 経営体（25.0%） ○ 一方、労働基準法で定められている水準を満たしている 20 経営体のうち、その効果として、就農希望者の増加を挙げているのは 7 経営体 ○ 労働基準法上の労働時間等の水準を満たすよう繁忙期の労働力不足を | |

| 勸告事項 | 農林水産省が講じた改善措置状況 |
|--|-----------------|
| 解消するために、変形労働時間制を採用し、農繁期には労働時間を増やし、農閑期に労働時間を減らす工夫をしている経営体が 11 経営体 | |